

# 「播磨町総合防災マップ」を活用して、台風や大雨に備えましょう

▼問合せ 危機管理グループ ☎079 (435) 0991

夏、初秋にかけては、局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）が発生しやすい時期であり、台風も日本列島に上陸するものが増えてきます。いざという時のために、「播磨町総合防災マップ」を活用して、ご家族や地域で話し合ってみてはいかがでしょうか？

**日頃から風水害へ備えましょう**

- 避難場所を確認し、実際に避難路を歩いてみましょう
- 家族がばらばらの時の連絡方法や、待ち合わせ場所を決めておきましょう
- 非常持ち出し品を確認したり、置き場所や、持って出る人を決めておきましょう

**台風や大雨の季節になったら：**

- 浸水してしまっているものは、2階以上へ置いておきましょう
- 窓や雨戸を補強したり、側溝や排水溝は掃除しておきましょう（強風時・大雨時の作業は危険ですので避けましょう）

**水難事故にも「注意を」**

雨がやんでも、大雨の後はしばらくは、河川の増水が続いています。

河川敷でレジャーやイベントを行う場合は十分注意し、不用意に近づかないようにしましょう。

## 全国瞬時警報システム

### 「J-ALERT」について

▼問合せ 危機管理グループ ☎079 (435) 0991

**▼全国瞬時警報システムとは**  
緊急地震速報や武力攻撃に関する有事情報など、対処に時間的余裕のない緊急情報を、国が人工衛星を介して送信し、これを町が受信、防災行政無線を自動的に起動・放送する仕組みのことです。

これにより、住民の皆さまに24時間体制で瞬時に緊急情報をお知らせすることが可能となりました。

**▼警報が発表されるまでの流れ**

- ①内閣官房や気象庁が緊急事態の発生を把握
- ②緊急事態を消防庁へ伝達
- ③消防庁が通信衛星を経由して緊急情報を全国へ発信
- ④町に關係のある情報の場合、防災行政無線が自動的に起動し、警報を放送

**▼警報が放送されたときは**  
①緊急地震速報のとき  
地震が来る数秒前の放送のため、直ちに身の安全を確保

して、危険な場所から遠ざかってください。

- ②大津波警報・津波警報のとき  
海岸部にいる方はすぐに退避してください。様子を見に行ったりしないようにしてください。
- ③弾道ミサイル、航空攻撃、ゲリラ・特殊部隊攻撃、大規模テロ情報のとき  
家の中に避難し、テレビやラジオから詳しい情報を得ると共に、町からの情報に注意してください。

「防災安心ネットはりま」でも、「国民保護情報メール」としてメール配信を行っています。

このメールは「緊急情報」「お知らせ」「各種気象警報等情報」に登録されていますので、改めてご登録をお願いします。

## 年金

### 国民年金

### 付加年金制度をご存じですか

▼問合せ 保険年金グループ ☎079 (435) 2581  
古川年金事務所 ☎079 (427) 4743

国民年金被保険者として20歳から60歳までの40年間の定額保険料を納めた場合、65歳から満額で77万2千800円（平成26年度の年金額）の老齢基礎年金が支給されます。

この年金額をもう少し引き上げたいとお考えの方には、付加年金制度が設けられています。

これは、国民年金第1号被保険者ならびに任意加入被保険者（65歳以上の方を除く）が月々の定額保険料に加えて付加保険料を納付すると、老齢基礎年金に付加年金を上乗せして支給される制度です。

**付加保険料と届出**

付加保険料は1カ月につき400円となっていて、毎月の国民年金の定額保険料（平成26年度は1万5千250円）に付加保険料（400円）を上乗せして納付します。

付加保険料は納付の申し出を届け出た月分から納付することになります。また、いつでも任意のときに申し出て納付を辞退することができます。

付加保険料の納付期限は、翌月末日と定められています。納期限を過ぎた場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます。

保険料の免除または保険料の納付猶予（学生納付特例を含む）を受けている方や国民年金基金の加入している方は、付加保険料を納められないことになります。

一方、農業者年金の被保険者になった場合は、希望の有無にかかわらず、付加保険料を納めなければならないことになっています。

付加年金の保険料は、国民年金保険料と同じく全額が社会保険料控除の対象となります。

**付加年金額は**

付加年金額の計算は、次の通りです。

年金額Ⅱ200円×付加保険料月数（65歳から老齢基礎年金を受給する場合）  
つまり、保険料月額400円に

対して年金額は200円ですから、1年間付加保険料を納付した場合、65歳から年金を受け取るとして、2年間で付加保険料相当分の年金を受け取ることができる計算になります。

なお、付加年金は、老齢基礎年金の受給権を得た月の翌月から支給されます。老齢基礎年金を65歳より前に繰上げ受給または66歳より後に繰下げ受給する場合には、付加年金額も老齢基礎年金の減額率・増額率にに応じて減額・増額されます。

**付加保険料の手続きは**

付加保険料の納付申出の手続きは、「国民年金付加保険料納付申出書」を住民登録している市区町村役場の国民年金担当窓口へ提出します。

**▼必要書類など**

- ①年金手帳または納付書など基礎年金番号のわかるもの
- ②認印

## 防災ネットはりまにご登録ください

<http://bosai.net/harima/>



左のQRコードをスキャンするか上記のURLにアクセスして、あなたのメールアドレスを登録してください。携帯電話やパソコンのメールアドレスを登録しておく、次のような情報を配信します。

▶問合せ 危機管理グループ ☎079 (435) 0991

- ▷緊急情報お知らせメール  
災害時の避難勧告などの防災情報や不審者などの防犯情報
- ▷緊急気象情報お知らせメール  
震度4以上の地震情報や津波に関する情報
- ▷国民保護情報メール  
武力攻撃など国民保護に関する情報
- ▷その他（平常時）  
避難場所や休日の救急当直医の情報など

## 防災コラム

### 避難所では、私たちは何もしなくていいのですか？

▶問合せ 危機管理グループ ☎079 (435) 0991

**避難所運営は、地域の皆さんで協力して行う必要があります。避難者の皆さんにも積極的に関わっていただきますようお願いいたします。**

災害発生直後、町の職員がすぐに避難所に駆けつけることは困難が予想されます。また、人手も限られていることから、避難所の運営を町の職員だけで行うことは不可能です。したがって、避難所開設・運営は、「自らの身の安全は自らが守る」「自らのまちは自らが守る」という考えを基本とし、地域のみんなが協力して行う必要があります。混乱を避け、できるだけ円滑な運営を進めるためには、避難者のお互いの助け合いや協働の精神に基づく自主的な運営が重要となります。

過去の災害の事例をみても、うまく運営できた避難所ほど、避難者の方々が避難所運営に関わっています。地域が避難所運営に関わる重要性は、平成25年度播磨町自主防災組織合同研修会「真野地区まちづくり推進会の実践」でも学んだ通りです（広報はりま3月号掲載）。

しかし、それを可能にするためには、日常的に役割分担や避難者のプライバシー確保や衛生管理、備蓄品の扱いなどの必要と思われる事項について、あらかじめルールを定め、地域の皆さんで共有しておくことが大切です。

そこで、播磨町では、来るべき災害に備え、避難所運営マニュアルの作成に取り組み始め、平成25年度においては、町立蓮池小学校を対象に作成しました。この避難所運営マニュアルは、避難所運営に関わる全ての人（避難者自身、自主防災組織、学校管理者、町職員）が、次の方針に基づき、避難所の開設・運営を行えるように支援することを目的としています。

- ・避難所は、住民の自治による開設・運営を目指します
- ・避難所は、被災者が暮らす場所と考え、自立支援、コミュニティ支援の場として取り組みます
- ・要配慮者（避難生活で特に配慮が必要な高齢者や障がい者、妊婦など）にも優しい避難所づくり、男女共同参画の視点に配慮した避難所づくりに取り組みます

災害発生時は、誰が避難者になるかわかりません。避難所運営マニュアルは、一人ひとりが事前に内容を把握し、地域で共有しておくことが重要です。ぜひ、避難所運営マニュアルをご一読ください。

**避難所運営マニュアル（蓮池小学校版）掲載URL**  
[http://www.town.harima.lg.jp/kurashi/kurashi\\_bosai/kurashi\\_bosai\\_bosai/kurashi\\_bosai\\_bosai\\_hinansyomanual.html](http://www.town.harima.lg.jp/kurashi/kurashi_bosai/kurashi_bosai_bosai/kurashi_bosai_bosai_hinansyomanual.html)

※年金のこと、もっと詳しく知りたい方は、日本年金機構のホームページもご利用ください。

<http://www.nenkin.go.jp/>